

ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用のあり方に関する 専門委員会の設置について

令和元年7月25日

1. 設置の趣旨

近年のゲノム編集技術の急速な発展を受け、内閣府に設置されている「総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）」生命倫理専門調査会で、ヒト受精胚等に対する当該技術の応用について議論が行われ、本年6月19日に報告書が公表された。

同報告書では、ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等を人又は動物の胎内に移植すること（研究及び医療提供として行われる臨床利用）に対して、「法的規制のあり方も含めた適切な制度的枠組みの検討」を関係省庁に求めることが記載されている。

これを踏まえ、厚生科学審議会科学技術部会に本委員会を設置し、必要な検討を行う。

2. 検討事項等

ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用に対する「法的規制のあり方も含めた適切な制度的枠組み」について、倫理面・安全面やゲノム編集技術等の進展、国際的な動向等を踏まえ検討を行い、一定の結論を取りまとめる。

3. 構成

医学研究者（ゲノム編集技術等）、医療関係者（産婦人科、小児科、遺伝性・先天性疾患、遺伝子治療等）、法学・倫理専門家、医療を受ける立場にある者等から計15名程度で構成する。

4. 庶務

本委員会の庶務は、大臣官房厚生科学課において行い、医政局研究開発振興課、子ども家庭局母子保健課、健康局難病対策課がこれに協力する。

ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用のあり方に関する 専門委員会運営細則

(令和元年8月2日ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用の
あり方に関する専門委員会委員長決定)

(目的)

第一条 この細則は、厚生科学審議会科学技術部会運営細則（平成十三年二月七日科学技術部会長決定。以下「細則」という。）第一条に基づき設置されるゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用のあり方に関する専門委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、細則第九条の規定により必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の業務)

第二条 委員会は、次に掲げる業務を実施する。

- 一 ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用に対する法的規制のあり方も含めた適切な制度的枠組みについて、倫理面・安全面やゲノム編集技術等の進展、国際的な動向を踏まえた検討
- 二 その他委員長が必要と認めること

(委員会の組織等)

第三条 委員長は、前条の業務のために必要があるときには、相当と認める者を参考人として招致し、意見を求めることができる。

- 2 委員長は、専門の事項について検討を行うため、必要があるときは委員会の下に作業班を置くことができる。

(議事の特例)

第四条 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、委員長の認めるところにより、文書その他の方法により委員会の議事を行うことができる。議題の内容から合理的に判断して、委員会を招集して審議する必要がないと委員長が認める場合も同様とする。

- 2 前項の場合においては、委員長は、その議事について、次に招集する委員会に報告しなければならない。

(委員会の庶務)

第五条 委員会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において総括し及び処理することとし、医政局研究開発振興課、子ども家庭局母子保健課及び健

康局難病対策課がこれに協力する。

(雑則)

第六条 この細則に定めるもののほか、委員会及び作業班の運営に必要な事項は、委員長が定める。